

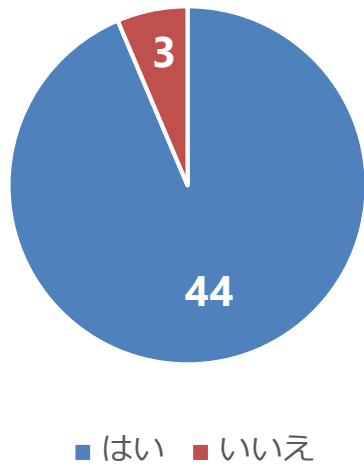
肥料取締制度に係る都道府県からの御意見

平成 3 1 年 1 月

1. 土壌や施肥の管理について

地力の向上や、窒素・りん酸加里等の栄養バランスの改善が、農業生産において課題となっていますか（なったことがありますか）？。

地力の向上や、窒素・りん酸加里等の栄養バランスの改善を図るために具体的に行っていることは何ですか。



●土壌診断とそれに基づく適正な施肥の推進

- ・ V字肥料（りん酸が少ない肥料）、L字肥料（りん酸、加里が少ない肥料）の使用を指導
- ・ J Aグループを核とした広域の土壌診断体制の整備
- ・ 普及センターにおける土壌診断とそれに基づく施肥指導
- ・ J Aグループと連携した土壌診断の実施

●施肥に関するマニュアルや技術指導通知の作成及び公表

- ・ 「堆肥利活用マニュアル」の整備
- ・ 土壌中の可給態りん酸に応じたりん酸減肥指針を作成
- ・ 環境創造型農業（肥料を慣行比30%軽減）を推進
- ・ 肥料コスト低減マニュアルの改定により、土壌分析と適正施肥を励行

●農業試験場等での研究の推進

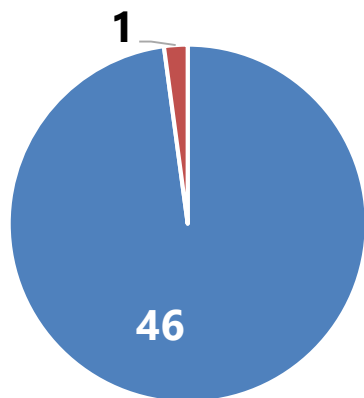
- ・ 水稻栽培において、可給態窒素に応じた施肥技術の開発を実施中
- ・ 試験研究課題として設定
- ・ 経済連と連携した研究の推進

●土壌実態に応じた肥料の開発

●実証ほ場の設置

2. 産業副産物の有効活用について

我が国における肥料資源が限られている中で、家畜排せつ物や食品工業等の産業副産物の有効活用を更に促進する必要があると思いますか？

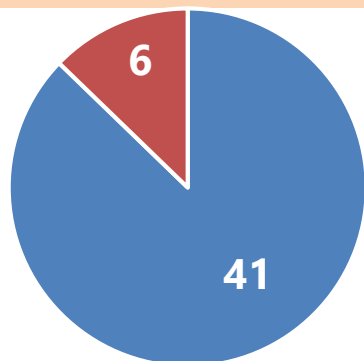


■ はい ■ いいえ

【いいえ】とした理由

- ・安全確保に不安がある

家畜ふん堆肥について、例えば特定の地域に偏って存在していたり、季節によって過剰となったり不足したりすることにより、使いたくても使えないという課題はありますか？

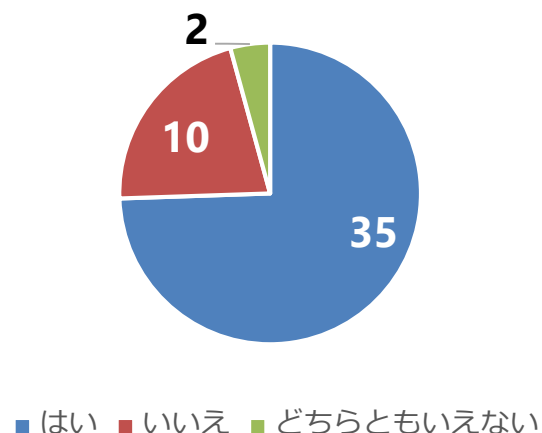


■ はい ■ いいえ

注：円グラフ中の数字は都道府県数。

2. 産業副産物の有効活用について

堆肥等の特殊肥料と化学肥料の配合は現在原則認めていませんが、土づくりや省力化等の観点から、特殊肥料と化学肥料を配合した肥料にニーズはあると思いますか？



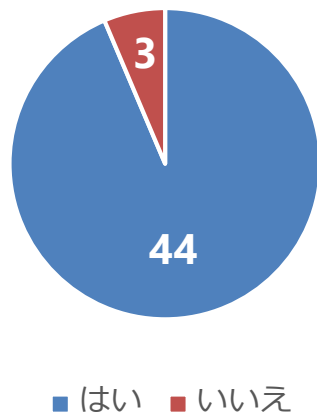
【あると思う理由】

- ・ 散布回数の減少に伴う生産コストの低減が可能である
- ・ 土づくりと養分補給を同時に行える
- ・ 実際に現場からニーズを聞いている
- ・ 堆肥の不安定な面（成分を保証できないなど）を化学肥料で補うことが可能となる

【ないと思う理由】

- ・ 特殊肥料と化学肥料は目的や散布時期が異なる
- ・ 要望を聞いたことがない
- ・ 散布量が増えることによる作業性の悪化が懸念される
- ・ 緑肥作物の活用が広がっており、堆肥を余り使用しない

下水汚泥や食品工業等の産業廃棄物の肥料利用を推進することについて懸念や課題はありますか？



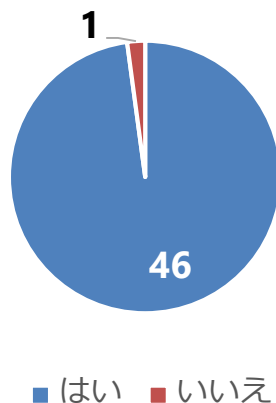
【懸念や課題の具体的な内容】

- ・ 有害物質や有害重金属の混入及び土壌への蓄積
- ・ 成分のばらつき
- ・ 放射性セシウムの混入
- ・ 悪質な業者が処理物を肥料と偽り大量に施用するおそれ

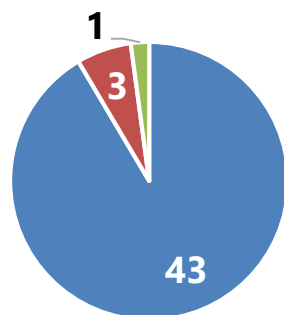
注：円グラフ中の数字は都道府県数。

3. 原料管理等について

産業副産物を原料とする肥料の安全確保のため、原料の品質管理や定期的な成分検査が重要と考えますか？



生産業者等に対して原料管理を義務付けるべきと考えますか？



■ はい ■ いいえ ■ どちらともいえない

【原料の品質管理や定期的な成分検査以外に重要と考える事項】

- ・ 植害試験の実施
- ・ 原材料の表示義務
- ・ GAP、GMPのような工程管理の導入
- ・ 業界における周知
- ・ 産業副産物の危険度合いに応じた検査体制の確立

【原料の品質管理や定期的な成分検査が重要と考えない理由】

- ・ 食品産業由来の副産物であれば、食品としての品質管理がされていると思われるため、定期的な検査は不要

【原料管理を義務づけたときの懸念点】

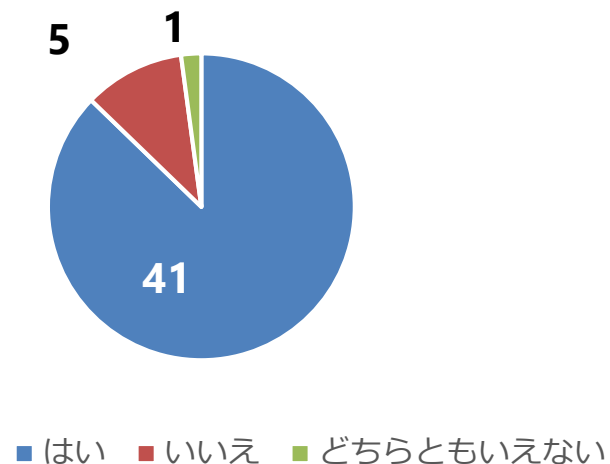
- ・ 成分分析等のコスト増による原料価格の高騰のおそれ
- ・ 業者の定期的な原料管理を実施する設備、人員の不足
- ・ 新たな規制を設けることによる事業者からの反発
- ・ 原料が管理されているかを検査する体制の不足

【原料管理を不要と考える理由】

- ・ 具体的な懸念事項がない
- ・ 原料供給者と肥料生産者間の契約の中で、どのようにして原料管理をするか決めれば良く、法律で義務化する必要性がない

4. 効率的な施肥の推進について（1）

肥効調節型肥料の利用は増加していますか？



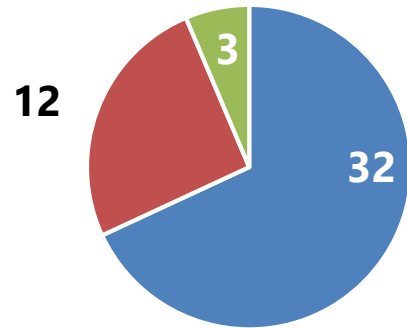
【肥効調節型肥料を利用するにあたっての問題点】

- ・異常低温や高温等の突発的な気象災害への対応が困難
- ・高価であること
- ・保管への配慮や殻の処理が必要であること

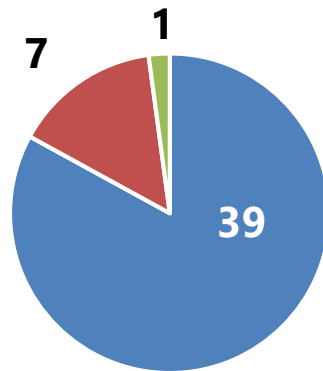
注：円グラフ中の数字は都道府県数。

4. 効率的な施肥の推進について（2）

土壌診断等に基づき、オーダーメイドで配合する肥料を求める農家のニーズはありますか？



土壌診断に基づく施肥を行う農家が増えていますか（今後増えると思いますか）？



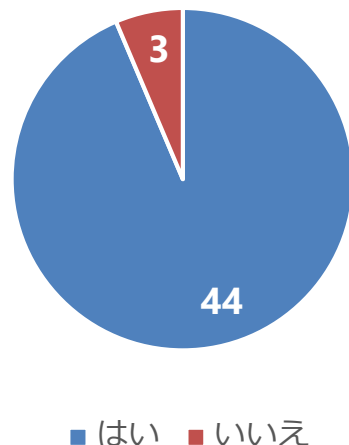
■ はい ■ いいえ ■ どちらともいえない

【土壌診断やオーダーメイド肥料を利用する上での具体的な課題】

- ・ 土壌分析を実施する体制をどのように確立するか
- ・ オーダーメイド肥料自体が高価である
- ・ 土壌分析の価格が高価である
- ・ 簡易土壌診断の手法の開発が必要である
- ・ 肥料銘柄を削減する方向性と逆行する

5. 新たな危害物質への対応について

クロピラリドが含まれていることにより堆肥の施用が一部制限されていますが、安心して堆肥を施用できるような取組が重要と考えますか？



【これまでの具体的な取組事例】

- ・リーフレット等を用いた情報提供の実施
- ・生物検定キットの配布や堆肥製造業者を対象とした生物検定の講習会の実施
- ・堆肥の施用量の目安を設定し、これを遵守するよう呼びかけ

【クロピラリド対策の課題等】

- ・現行の通知では堆肥を施用する側が安全性を確認することになっているが、そのことに対する不満の声がある
- ・生物検定について、時間や費用がかかる
- ・簡易で迅速なクロピラリドの定量分析法の開発が望まれる
- ・堆肥中の基準値策定が必要
- ・クロピラリド含有の有無や濃度の表示の義務づけが必要。一方で、風評被害等の影響を考慮し、表示の義務づけを要望しない県も存在
- ・情報伝達により、堆肥の流通に影響を及ぼす可能性
- ・高濃度のクロピラリド含有飼料の輸入制限等国による抜本的な対策が必要である
- ・クロピラリドによる生育障害発生時の具体的な対処法の確立と指導が望まれる

6. 肥料取締制度に関する意見

（１）登録や届出など肥料に関する手続きの見直しを検討しています。登録等の手続きについて、ご提案やご意見がありましたらご記載下さい。

- ・ 変更届出の期限を延長してほしい。
- ・ 特殊肥料の届出も国が受理したり、立入検査をF A M I Cが実施する等、国の関与を強化してほしい。
- ・ 代表者のみ変更された場合には変更届出を不要としてほしい。
- ・ 廃止届出の取扱い（廃止が明らかであれば本人の届出を不要とする等）を検討してほしい。
- ・ 特殊肥料届出の際の分析結果や表示案の提示の義務化を検討してほしい。
- ・ 特殊肥料の成分量について、現状では届出時のみの分析となっているが、定期的に分析する制度としてほしい。
- ・ 手続の電子化及び添付書類の簡素化を行ってほしい。

（２）より柔軟な肥料生産が可能となるよう肥料の公定規格の見直しを検討しています。公定規格について、ご提案やご意見がありましたらご記載下さい。

- ・ 公定規格の簡素化を行ってほしい。
- ・ 混合堆肥複合肥料の堆肥混合割合の規制の撤廃を行ってほしい。
- ・ 豚ふんの燃焼灰も化成肥料の原料として使用できるようにしてほしい。
- ・ 鉋さいけい酸質肥料の粒度の制限を撤廃してほしい（粒度の調製に多大なコストを要しているため。）。
- ・ 国の関与を縮小してほしい（鉋さい質肥料や苦土肥料は都道府県でも分析可能であるため、都道府県登録にしてほしい。）。
- ・ 植害試験を廃止してほしい。
- ・ 有害成分を見直してほしい（製造工程から明らかに含まれないものは除外する等）。
- ・ 公定規格を緩和するのであれば、安全性にも配慮が必要である。

6. 肥料取締制度に関する意見

(3) 肥料の虚偽表示を防止するために表示の規制の見直しを検討しています。肥料の表示について、ご提案やご意見がありましたらご記載下さい。

- ・堆肥等特殊肥料における成分含有量の許容差を拡大してほしい。
- ・表示について研修を実施したり、分かりやすい表示としてほしい。
- ・特殊肥料の公定法（肥料分析法）の更新をしてほしい。
- ・「有機質」「有機専用」という名称が有機農業に利用可能と誤解されており、改善が必要。
- ・有機 J A S 適合かどうかの表示をしてはどうか。
- ・ペットネームは原則認めない。
- ・虚偽による表示は企業の倫理観の問題であり、表示の規制見直しの理由にはならないと考える。
- ・保証票について、重量だけでなく容量も認めてほしい。
- ・保証票や表示を簡単に作れるウェブ上の支援ページの構築してはどうか。
- ・保証票のサイズの規制がない場合に、肉眼では見られないものが貼付されている。

(4) その他肥料取締制度について、ご提案やご意見がありましたらご記載下さい。

- ・分かりやすい制度としてほしい、周知資料の作成、マニュアルの作成及び研修の実施をしてほしい。
- ・国及び F A M I C の関与の強化
- ・特殊肥料について、製造工程や原料の一覧も法律上の届出事項に追加し、大幅な変更は別の銘柄と見なして別途届出の対象とする等の改善が必要。
- ・肥料の保管方法について制限を設けてほしい。
- ・輸入される有機質資材の安全性確保
- ・「腐熟」の目安を示してほしい。
- ・放射性物質に関する規制の見直し。

7. 調査の実施方法等

◆調査の実施方法

地方農政局等を通じて、47都道府県の肥料行政担当部局に対して調査票を送付し、回答を依頼した。なお、回答にあたっては、適宜畜産部局等の関係部局からも聴取するよう要請した。

◆回答率

47都道府県全てから回答を得た。